

令和6年6月6日

ご利用者及びご家族 様
関係者 各位

社会福祉法人 愛知たいようの杜
理事長 大須賀 豊博

新型コロナウイルス感染症対策の変更について

拝啓

平素より当法人に対して、格別のご理解ならびにご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され1年が経過しました。

つきましては、当法人も流行期以外について、予防策を緩和させていただくことと致しました。今まで、感染症対策にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

敬具

1 令和6年6月1日からの変更点（緩和策）

- (1) 利用者及び職員のマスク着用の義務化を止める
- (2) 事業所内の消毒、スリッパ・靴裏の消毒を止める
- (3) 卓上のアクリル板を撤去する
- (4) 職員及び業者の検温と記録を止める
- (5) 面会制限を緩和する（特養、ショートステイ、グループホームの面会は、予約確認と面会場所の限定は継続する）

2 緩和後も継続する対策

- (1) 利用者のマスク着用
 - ア) 着用は義務付けない
 - イ) 施設内で「感染症罹患者」「風邪症状がある者」が居る場合は、同一居室・同一テーブル内での感染症予防策を徹底する
- (2) 介護ケア場面でのマスク着用（職員）
 - ア) 食事介助
 - イ) 口腔ケア
 - ウ) 通院介助
 - エ) 送迎
 - オ) 調理業務
 - カ) 風邪症状がある利用者への対応
 - ク) 同居家族が感染症に罹患している者
 - ケ) 利用者家族との面談
- (3) プライベートでの対策（職員）

不特定多数の人ごみなど感染リスクが高いと判断される場所は、マスクの着用を努める